

第2部

平成28年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1章

男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の強化

内閣府は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）について、実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。

男女共同参画会議においては、第4次基本計画に基づく各府省の施策の実施状況や女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関する調査審議を行う。

男女共同参画推進連携会議においては、国・地方男女共同参画推進ネットワーク等を通じた民間・地域との連携体制づくりを進め、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGO等との連携を図るとともに、個別のテーマ・課題について重点的な活動を行うチームを組織し、取組の裾野の拡大や連携の強化を図る。

第2節 男女共同参画の視点を取り 込んだ政策の企画立案及び 実施等の推進

男女共同参画会議は、第48回会議（平成28年3月15日）で設置した重点方針専門調査会において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を検討し、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見として決定する。当該意見を踏まえ、すべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性活躍加速のための重点方針2016」（以下「重点方針2016」という。）を決定し、各府省の概算要求に反映させる。また、男女共同参画会議は、「重点方針2016」に基づく各府省の予算概算要求等の状況について調査審議する。

各府省は、女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査研究、統計情報等の収集・整備・提供を行う。

内閣府は、施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（影響調査）を行い、調査結果を広く国民に公表する。また、男女共同参画に関する施策についての苦情内容等の把握を図る。

独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）では、「男女共同参画統計に関する調査研究」を実施するとともに、女性教育情報センターにおいて、男女共同参画・女性・家庭・家族に関する国内外の広域的・専門的な資料・情報を収集し、広く提供するため、女性情報ポータル、データベース及び女性アーカイブの整備充実を図る。

第3節 地方公共団体や民間団体等 における取組の強化

内閣府は、地方公共団体に対して、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

また、男女共同参画の視点を取り入れた多様な主体の連携・協働による地域の実践的・主体的な活動に対して、地域女性活躍推進交付金による支援、先進事例の収集、人材育成プログラムの開発、モデル事業の実施等の施策を展開するとともに、市町村が策定する男女共同参画計画を支援するためアドバイザーを派遣するなどの総合的な支援を図る。

さらに、男女共同参画センター・女性センター等を運営する指定管理者等に対し、地方公共団体における男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力を高めるため、研修を行う。

国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材の育成を図るため研修等を行うとともに、男女共同参画に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共

同参画の推進を支援する。

第2章

男性中心型労働慣行等の 変革と女性の活躍

第1節

長時間労働の削減等の働き方改革

内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、政労使、都道府県が密接に連携・協働するためのネットワークを支える中核的組織として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組状況の点検・評価を行うための総合調整を行う。また、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第20条に基づき、平成28年3月に策定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」等により、国の契約のうち、総合評価落札方式及び企画競争方式を採る事業において、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を28年度中に導入することとし、企業の状況等により、28年度内の全面導入が困難な場合にも、スケジュールを公表の上、段階的に導入していく。

厚生労働省では、労使の自主的な取組を促進するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方・休み方の改善のための具体的な取組方法について、業種や企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を行う。また、年次有給休暇取得率の向上や所定外労働の削減に取り組む事業主に対する助成等、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を進める事業主に対する支援を行うとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

加えて、より多くの民間企業が「ゆう活」に取り組むよう、引き続き働きかけを行う。

内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取組指針」という。）、女性活躍推進法等を踏まえ、各府省等において策定された取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めていく。

総務省では、地方公務員の働き方改革に向け、地方公共団体の「フレックスタイム制」の拡充や「ゆう活」の実施等について、助言・情報提供を行う。

第2節

家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備

厚生労働省では、育児を積極的にする男性「イクメン」を応援し、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施し、「イクメン企業アワード」等を通じた好事例の周知のほか、参加型公式サイト運営やハンドブックの配布を行う。平成28年度からは新たに、企業が職場内研修で活用できる資料を作成するほか、公式サイトの充実等情報発信を強化し、男性の仕事と育児の両立のための職場環境改善を促進する取組を進め、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す。

また、女性活躍推進法に基づく情報公表項目に「男女別の育児休業取得率」を位置づけており、「女性の活躍推進企業データベース」における情報公表が進むよう、企業に取組を促す。

さらに、改正された雇用の分野における男女の均

等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等をした労働者の就業環境が害されることのないよう、事業主への雇用管理上の措置の義務付け等について、平成29年1月の施行に向けた周知や取組支援を行うほか、介護休業取得者の経済的支援をするため、雇用保険を財源に支給される介護休業給付の給付率を40%から67%へ引上げる。（平成28年8月1日施行予定）。

第3節 男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では、関係省庁、労使、地方公共団体等関係機関と連携しつつ、社会全体の気運を醸成するための推進キャンペーンやセミナー等を通じ、企業の男性管理職等に対して仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を行う。また、男性の意識改革への気運醸成のための普及啓発活動として、「男性の家事・育児等参加応援事業」を実施するほか、内閣府のホームページを通じて情報提供を行う。

さらに、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」について、ロゴマークやハンドブックを活用した啓発活動等の取組を引き続き実施する。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施する（本章第2節参照）。

第4節 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

内閣府及び厚生労働省では¹、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画や都道府県・市町村推進計画の策定、関係機関により構成される協議会の組織等

に関し、その取組状況についてフォローアップを行うとともに、必要な助言や情報提供を行う。また、各事業主行動計画や都道府県・市町村推進計画、各事業主が情報公表した内容等について、適切な形で「見える化」を行うことで、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する。

内閣府では、女性の登用に関する取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を対象とした表彰制度（内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を実施する。

さらに、様々な立場にある女性が、自分に必要な支援を選択し、円滑に利用できるよう、各実施機関の支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する「女性応援ポータルサイト」について掲載情報等の充実を図る。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく取組を含めた、女性活躍の推進に向けて企業が行う取組を促進する（第3章第4節参照）。さらに、ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援を行う（第4章第3節参照）。

経済産業省では、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定する。また、女性をはじめ多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」として表彰するとともに、先進企業が自社の取組を各地で紹介するなど、ダイバーシティ経営の普及啓発を行う。

第5節 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し

税制に関しては、個人所得課税について、各種控除や税率構造の一体的な見直しを検討する。

社会保険制度については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）に基づき、平成28年

¹ 内閣府は公的部門（特定事業主行動計画、都道府県・市町村推進計画、協議会等）を、厚生労働省は民間部門（一般事業主行動計画等）を担当。

10月からの短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、必要な準備・周知に取り組む。また、同月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くことを内容とする「公的年

金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」の早期の成立・実施を図るとともに、更なる適用拡大に向けて必要な検討を進めていく。

第3章

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節

政治分野における女性の参画拡大

政治分野における女性の参画の拡大に向けて、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を踏まえ、第4次基本計画において、政府として、衆議院議員及び参議院議員の各選挙における候補者に占める女性の割合について、平成32年までに30%を目指すこととしている。また、内閣府は、国や地方の政治において、女性の参画の拡大が進むよう、必要な調査研究や情報提供等を行う。

第2節

司法分野における女性の参画拡大

第4次基本計画に基づき、検察官、裁判官及び弁護士について女性の参画の拡大に取り組むこととしている。検察官については、同計画において、検事に占める女性の割合について平成32年度末までに30%とするという目標を掲げており、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、継続就業のための環境整備に配慮する取組等仕事と生活の調和推進等の取組を積極的に行う。

第3節

行政分野における女性の参画拡大

(国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大)

国家公務員については、取組指針、女性活躍推進

法等を踏まえ、各府省等において策定された取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての「職員の働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めていく。

特に、女性国家公務員の採用・登用の拡大については、第4次基本計画における政府全体の目標（国家公務員採用試験からの採用者、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合についてそれぞれ毎年度30%以上、平成32年度末までに、係長相当職（本省）、地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職、指定職相当に占める女性割合について、それぞれ30%、12%、7%、5%）を掲げているところである。各府省は、女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）や取組指針及び各府省等の取組計画に基づき、以下の取組を進める。

女性の採用については、国家公務員採用試験の女性申込者・合格者の拡大に向けて、内閣官房内閣人事局と各府省等が有機的に連携・協力し、国家公務員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動等を実施する。また、経験者採用試験等の積極的な活用、管理職以上の官職も含めた外部女性人材の採用・登用、育児等を理由に国家公務員を退職した女性への採用情報の提供等により、女性職員の中途採用の拡大に取り組む。

女性の登用については、将来指導的地位へ成長していく人材プールを確実に形成し、できる限り多くの女性職員が活躍することができるよう、内閣官房内閣人事局と各府省等が連携・協力しながら、女性職員の職域の拡大や研修等を通じたキャリア形成支援と計画的な育成や、育児・介護と両立して活躍できるための改革に強力に取り組む。その際、男性職

員の家庭生活（家事、育児、介護等）への関わりを推進するため、大臣や事務次官、官房長等によるメッセージの発出等による職場の雰囲気醸成、職員への仕事と家庭の両立支援制度の周知等を行う。特に、男性職員の育児休業の取得について、第4次基本計画における政府全体の目標（13%）の達成に向けて引き続き男性職員や管理職員等の意識啓発を図るとともに、配偶者出産休暇や育児参加のための休暇についても、全ての男性職員が両休暇合計5日以上取得することを目指し、強力に取得促進を図る。

さらに、男女全ての職員の「働き方改革」を進めるため、取組指針を踏まえ、働き方に対する価値観・意識を改革する。業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした優秀な取組事例の横展開を図るとともに、原則として全ての職員を対象に拡充されたフレックスタイム制の円滑な実施、早出遅出勤務の活用、テレワークの推進等による働く時間と場所の柔軟化を進める。また、「働き方改革」を具体化し、集中的に取り組む期間として、7月及び8月に「ワークライフバランス推進強化月間」を実施し、「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、業務の効率化や職場環境の改善等具体的取組の実践、テレワークの推進強化、休暇の一層の取得促進等に取り組む。

人事院においては、各府省と協力しつつ、有為の女性を公務に誘致するための多様で実効性のある啓発活動・人材確保活動を積極的に推進する。

また、平成27年8月の人事院勧告時の報告において、女性職員の登用に向けた研修の拡充等を図る旨を述べたところであり、引き続き積極的に取り組んでいく。具体的には、女性職員を対象とした研修の実施を通じて、女性職員に対して相互啓発等による業務遂行能力の伸長を図る機会を付与するとともに、マネジメント能力開発や人的ネットワーク形成の機会を付与等を図る。さらに、「女性職員登用推進セミナー」の実施を通じて、各職場における人事管理・人材育成の責任を有する管理職員の意識啓発を図るとともに、「メンター養成研修」の実施を通じて意欲と能力のある女性職員を支援するなど、女性職員の働きやすい勤務環境の整備に努める。

職業生活と家庭生活の両立支援については、職員の具体的なニーズ、民間法制や民間企業における措置状況、公務運営への影響等を考慮しながら、引き

続き検討を進める。また、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」の開催等を通じて、育児休業制度を始めとする両立支援制度の周知や各府省における両立支援の取組の共有を図るなど、引き続き両立支援制度の利用を促進する。

国の審議会等委員については、第4次基本計画における目標（平成32年までに、女性委員の割合が40%以上、60%以下）の達成に向け、積極的な取組を推進する。

（地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大）

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、第4次基本計画において、平成32年度までに、都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者、都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合については、それぞれ40%、都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合については、32年度末までに、本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合について、それぞれ30%、25%、15%、10%程度、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合については、32年度末までに、本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合について、それぞれ35%、30%、20%、10%程度という目標を設定している。その達成に向けて、各地方公共団体において、研修支援や多様な職務機会の付与等による女性職員の計画的な育成、メンター制度の導入等による女性職員の悩み・キャリアプラン等の相談に丁寧に応じる体制の構築等の採用・登用等、人事管理面での変革を推進するとともに、「ゆう活」の実施、フレックスタイム制度の拡充、テレワークの推進や徹底した超過勤務の縮減、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた職場環境の整備等の働き方改革を車の両輪として進めることで、女性活躍推進法に基づく取組の着実な実施を図る。更に治安及び消防の分野で働く女性職員の参画拡大、審議会等委員への女性の参画拡大に関する取組等について、地域の実情に応じて主体的に数値目標を設定するなどし、具体的な取組が進むよう、要請を行ったところであり、引き続き取組を推進する。

総務省は、女性活躍推進法に基づく地方公共団体の行動計画に定める取組の着実な推進を支援する。具体的には、各地方公共団体の行動計画で明らかとなった課題を整理し、その課題解決に資する先進的な事例の紹介等の情報提供を充実するとともに、関係機関と連携しつつ、自治大学校における女性向け幹部登用研修等の人材育成を推進する。

消防庁では、消防吏員の女性比率を、平成38年度当初までに5%に増加させることを全国の目標としている。消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室・仮眠室等）の整備に要する経費について、28年度から財政的支援を講じる。また、消防吏員を目指す女性を増やすため、消防本部と連携しながら積極的な広報を展開するなど、引き続き取組を推進する。

また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への入団を呼びかける広報を行う。さらに、活動事例報告等を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、平成28年6月に全国女性消防団員活性化大会を開催する。

警察では、平成23年12月までに、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を35年4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されており、25年5月に有識者による検討会が取りまとめた「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する報告書」等を踏まえ、女性警察官の採用・登用の拡大を図っていく。

第4節 経済分野における女性の参画拡大

内閣府では、民間企業における女性の社外役員等への登用を促すべく、国の審議会等の女性委員等に関する情報について「はばたく女性人材バンク」サイトにおいて参考情報として公開するとともに、当該サイトの広報・周知を図る。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進する（第2章第4節及び第4章第2

節参照）。

また、女性活躍推進法が平成28年4月1日から全面施行されることに伴い、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主において、一般事業主行動計画の策定や自社の女性の活躍に関する情報の公表等がなされるよう、着実な履行確保に取り組む。

そのため、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定を簡易に行える「一般事業主行動計画策定支援ツール」を提供し、引き続き事業主の取組を支援していくとともに、同法に基づく、女性の活躍状況に関する情報の公表にあたっては、情報の掲載先として「女性の活躍推進企業データベース」の活用を事業主に対して促す。

また、労働者の6割以上が雇用されている中小企業においても女性の活躍推進の重要性を理解し、取組を加速化させていく必要があるため、中小企業のための支援体制を構築し、集中的に中小企業の女性活躍推進を支援する取組を講じる。

加えて、女性活躍推進法に基づく女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主に対する認定制度について周知し、積極的な認定申請を促していくとともに、女性の活躍に取り組む企業を支援するための助成金制度や、「均等・両立推進企業表彰」等を実施する。

さらに、女性活躍推進法等の執行機関である都道府県労働局の雇用均等室については、組織改編により平成28年4月に雇用環境・均等部（室）へと体制強化が図られたことから、新組織において女性が活躍しやすい職場環境の整備の実現に向け総合的な行政運営を推進する。

経済産業省では、「新・ダイバーシティ経営企業100選」や「なでしこ銘柄」により、女性の能力を活かして成果をあげている企業等の先進事例の発信等を通じ、企業における女性の登用を促進するとともに、「女性起業家等支援ネットワーク」の構築により、女性特有の課題に沿った女性起業家の支援を行う。

第5節 その他の分野における女性の参画拡大

内閣府では、経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NGO、NPO等の各種団体に対して、団体

内部における実効性のあるポジティブ・アクションの導入や各種団体間のネットワークの形成が進むよう働きかける。

また、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について調査し、女性の参画状況等について情報提供する。

第4章

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第4章

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

(ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等)

内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組状況の点検・評価や、公共調達において「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する取組等を推進する（第2章第1節参照）。

厚生労働省では、労使の自主的な取組を促進するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を進める事業主に対する支援を行うとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

また、女性活躍推進法において、事業主が自社の労働者の労働時間の状況等を把握した上で、行動計画を策定することを義務付けており、着実な履行確保に取り組む。さらに、自社の女性の活躍状況に関する情報公表項目に「労働者の一月当たりの平均残業時間」等の労働時間の状況を位置づけており、「女性の活躍推進企業データベース」において、労働時間の状況のほか、労働時間に係る取組の有無や当該取組の内容についても公表を促進する。

総務省では、地方公共団体の「フレックスタイム制」の拡充や「ゆう活」の実施について、助言・情報提供を行う（第2章第1節参照）。

(ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現)

内閣府では、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会全体の気運を醸成するための取組として、「仕事と生活の調和ポータルサイト」を通じて、関係省庁の施策、関係団体等の取組や、「カエル！ジャパン」キャンペーンへの登録企業・団体の取組等を周知する。

また、企業等の取組を支援するための「カエル！ジャパン」通信（メールマガジン）を発行し、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や周知情報を毎月分かりやすく紹介するほか、企業経営者・管理職等向けのセミナーを開催し、企業におけるワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやそのノウハウ等についての理解促進を図る。

さらに、企業における仕事と生活の調和推進のため、企業経営者や管理職等によるマネジメント等の好事例を調査・研究し、その結果を周知することで企業における意識啓発を促進する。

厚生労働省では、改正後の男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の円滑な施行に向けて、改正法の周知や雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行う（第2章第2節参照）。

さらに、第4次基本計画において定められた、「くるみん」取得企業数を平成32年度までに3,000企業とする目標を達成するため、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度及び特例認定制度の周知等により、認定を目指す企業の取組を促進する。

そのほか、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業を拡充する。

厚生労働省では、仕事と育児・介護等の両立支援

のための取組を積極的に行っており、かつその成果が上がっている企業に対し、公募により表彰を実施し、その取組を広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進する。

また、中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰等を図るため、育休復帰支援プランの策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大（介護支援プラン）する。また、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金や、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。そのほか、両立支援に関する情報等を一元化した「女性の活躍・両立支援総合サイト」や、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめた好事例集の普及により、効果的・効率的な情報提供を行う。

出産・育児等を機に離職した女性の再就職先である企業の事例を紹介し、企業における仕事と育児の両立支援の取組等の普及を図るほか、「仕事と育児カムバック支援サイト」における両立に関する情報提供を進める。

さらに、関係省庁が連携し、仕事と子育てや介護との両立等柔軟な働き方が可能となるテレワークの普及促進を図る。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、地域内外の女性・若者・シニア等多様な人材から、地域事業者が必要とする人材を発掘するとともに、地域事業者の魅力を発信し、マッチングの促進等を図る、「地域中小企業人材バンク事業」を実施する。

(男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進)

内閣府では、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」について、ロゴマークやハンドブックを活用した啓発活動等の取組を引き続き実施する。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施する

(第2章第2節参照)。

また、男女別の育児休業取得率の情報公表が進むよう、取組を促すほか、さらに介護休業給付の給付率を引き上げる(第2章第2節参照)。

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(男女雇用機会均等の更なる推進)

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底を行うとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する事業主に対しては、引き続き是正指導を行う。さらに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

また、男女雇用機会均等法等の執行機関である都道府県労働局の雇用均等室については、組織改編により平成28年4月に雇用環境・均等部(室)へと体制強化が図られたことから、新組織において男女とも働きやすい職場環境の整備の実現に向け総合的な行政運営を推進する。

(男女間の賃金格差の解消)

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づき常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して、男女間賃金格差の主な要因である継続就業年数や管理職に占める割合の男女差を含めた自社の女性の活躍状況について把握・分析を行い、それらを踏まえた行動計画の策定等を義務付けるとともに、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主に対する認定、女性活躍加速化助成金の支給等を通じて、女性の継続就業年数の長期化や管理職の女性割合の増加を図ることで、男女間賃金格差の是正に向けて取り組む。

また、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や気づきを促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」(平成22年8月)の周知・普及を図り、企業の自主的な取組を支援する。

(女性に対する各種ハラスメントの防止)

厚生労働省では、企業に対して男女雇用機会均等法令に沿った実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ指針」という。)の内容も含め周知啓発を行うとともに、企業に対し、セクシュアルハラスメント防止対策及び事後の適切な対応について指導を行う。また、労働者及び企業等からの相談に対しては、適切に対応する。

また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正法の施行に向けて、改正法の周知や雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行う(第2章第2節参照)。

さらに、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得を理由とする不利益取扱いについては、引き続き事業主に対する積極的な報告徴収、指導等を行い、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得をしても安心して働き続けられるよう、不利益取扱いの未然防止の徹底を図る。また、労働者等への相談に迅速に対応するとともに、各企業の実情に応じた雇用管理の整備に向け、きめ細かい支援を実施する。

加えて、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置(健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること)及び労働基準法の母性保護規定(産前産後休業、危険有害業務の就業制限等)について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図り、その一環として企業や働く女性に対し、母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」のウェブサイトの運営を行う。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男女雇用機会均等法違反の企業に対し、指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図る。

さらに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促

進する。

加えて、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等職場におけるハラスメントの未然防止に向け一体的に施策を推進するとともに、事業主に対しあらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主が措置を講ずることを促すことを検討する。

第3節

ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

内閣府及び厚生労働省では、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する(第2章第4節参照)。

厚生労働省では、ポジティブ・アクションが正しく理解され、企業における積極的な取組が図られるよう、各企業の実情に応じた自主的かつ積極的な取組の促進に向けポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援を行う。

経済産業省では、「なでしこ銘柄」や「新・ダイバーシティ経営企業100選」を通じ、ダイバーシティ経営の普及啓発を行う(第2章第4節参照)。

国土交通省では、トラック運送業界における働きやすい職場環境の整備に向けて、荷主、運送事業者等を構成員とする協議会を活用して、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けたパイロット事業を実施するとともに、ITを活用し中継輸送の導入促進策の検討を深化する。また、引き続きトラガール促進プロジェクトサイト等を活用して、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた経営者の啓発強化等に取り組む。

建設業においては、女性の更なる活躍を目指し、地域ぐるみの活動の深化、女性リーダー育成、女性技能者が働きやすい現場の普及や、他産業連携を推進する。引き続き、誰もが働きやすい現場環境整備や建設業の魅力発信に官民で取り組む。

造船業においても、女性が働きやすい職場環境の整備を行う上での参考となる、女性活躍の好事例等を取りまとめ、造船業の魅力とともに情報発信の強化に取り組む。

また、すべての女性が輝く社会づくりに向けて、

平成27年度に設置した協議会で、トイレや授乳・調乳、おむつ替えスペースについて検討するとともに、女性の参画が期待される分野の職場環境の改善に資するトイレ等の環境整備に関する調査や利用のあり方についての普及啓発を行う。

国立女性教育会館では、企業のダイバーシティ推進担当者等を対象に、企業における女性活躍の取組事例等を紹介するセミナーを実施する。

また、女子大学生を対象に、将来、社会や組織を支える女性リーダーを育成するキャリア形成支援研修を実施する。

第4節

非正規雇用労働者の処遇改善，正社員への転換の支援

厚生労働省では、男女雇用機会均等法及び有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和等を内容とした改正育児・介護休業法の円滑な施行に向けて、改正法の周知や雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行うとともに、事業主に対しあらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主が措置を講ずることを促すことを検討する。

また、非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇の改善を図るため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等の総合的な対策を推進していく。

さらに、平成27年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」を受けて、職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・拡大を図るため、多様な正社員の取組事例を収集し、ホームページへの掲載や全国主要地域でのシンポジウム等の開催による雇用管理上の留意事項及び好事例の周知・啓発を行うとともに、「多様な正社員」の導入を検討している企業に対するコンサルティングや助成制度等、支援措置を講じる。

加えて、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して助成金を支給するほか、制度導入支援マニュアルの配布、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営、人事労務担当者を対象にしたセミナーの実施等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等を行うと

ともに、周知・啓発を引き続き実施する。

さらに、非正規雇用労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく指導を徹底するとともに、無期転換ルールの導入等の有期労働契約に関する規定を含む労働契約法（平成19年法律第128号）他関係法令に関する周知・啓発を引き続き実施する。

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に基づく是正指導等により同法の着実な履行確保を図る。また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援するために、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施し受賞企業の取組を広く発信するとともに、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援・普及促進等を行う。

さらに、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて労働時間の延長を行う事業主に対する支援を実施する。

また、短時間労働者等の産前産後期間の経済的負担を軽減するため、国民年金の保険料負担免除に向けた制度の見直しを行う。

派遣労働者については、平成27年9月30日に施行された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）について、引き続き改正内容の周知徹底を図るなど、円滑な施行に取り組む。

行政機関で働く非常勤職員について、育児休業や介護休暇等の制度の周知・普及を図るとともに、非常勤職員の制度の趣旨、勤務の内容に応じた処遇が確保されるよう、引き続き配慮や助言を行う。

人事院では、国の行政機関で働く非常勤職員について、リーフレット等の配布を通じ、育児休業や介護休暇等の制度の周知・普及を図る。

総務省では、地方公共団体の非常勤職員について、「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（平成26年7月総務省自治行政局公務員部長通知）等により、育児休業や介護休業等の制度の周知・普及を図る。

第5節 再就職，起業，自営業等における支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、保育所情報等の提供、託児付きセミナー等を実施するとともに、子育て女性等への支援を一層充実させるため、事業拠点の拡大等を行う。また「仕事と育児カムバック支援サイト」による情報提供、再就職に関する好事例の普及を行うことにより、仕事と育児の両立が可能な再就職に向けた支援を行う。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施する。

加えて、全国の女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られる

よう、相談対応や講師派遣等女性関連施設等に対する支援施策を実施する。

また、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者等に対し、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進する。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、貸付期間等を拡充した上で女性等を対象とする低利融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）を実施する。また、無担保・無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行う。加えて、全国各地で創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の取得からビジネスプランの策定までを支援する「創業スクール」において女性起業家コース等を実施する。

また、女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備するため「女性起業家等支援ネットワーク構築事業」を実施し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援につなげる。

第5章

地域・農山漁村，環境分野における男女共同参画の推進

第1節 地域活動における男女共同参画の推進

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されることが必要である。

内閣府では、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけるとともに、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・

情報提供やアドバイザーの派遣等を行う。

文部科学省では、一旦離職した地域の女性人材を対象に学びを通じた社会参画を促進するため、地域との関係機関・団体によるネットワーク形成とその取組の在り方を検討し、全国に普及する。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化活動の振興を図る。

国立女性教育会館では、地域での男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設の管理職、地方公共団体職員及び女性団体のリーダーを対象に、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な専門知識、マネジメント能力、ネットワークの活用等について学ぶ、「地域における男女共同参

画推進リーダー研修〈女性関連施設、地方公共団体、団体〉」を実施する。

また、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力や貧困の解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を目指す「女性関連施設相談員研修」を実施する。

さらに、行政、女性団体、NPO、大学・企業等の担当者が組織・分野を越えて、連携・共同して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する「男女共同参画フォーラム」を実施する。その他、大学、女性関連施設等と連携したキャリア教育プログラムや、女性関連施設の機能の充実・強化を図るための調査研究等の成果を普及する。

第2節

地方創生における女性の活躍推進

内閣府では、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、女性活躍推進法に基づく都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速するとともに、同法に基づく協議会を始めとする多様な主体による連携体制の構築等、地方公共団体が行う住民に身近な取組を支援する。

また、育児・介護等の経験を生かした地域活動等、民間の知見・ノウハウを活かして柔軟かつきめ細かに地域の課題を解決する先進的な取組を行い、事業成果を広く共有するモデル事業を実施する。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化を図るために、開業や会社経営に必要なビジネススキルや、空き店舗対策や合意形成手法、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等を育成する。

消費者庁では、平成27年7月に第2期消費者教育推進会議が始動し、今後2年間は、①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しに向けた論点整理、②若年者に対する消費者教育の機会の充実等社会情勢等の変化への対応、を行うこととした。28年度は、①について、国及び関係機関等の実施状況の把握・整理する。②について、2つのワーキングチーム（若年者の消費者教育に関するWT、消費者市民社会普及WT）を開催し、議論を深める。

第3節

農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）を踏まえて、農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見を地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員会の委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する。

また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（平成28年4月施行）において、農業委員会の委員や農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことも踏まえ、委員・役員の任命・選出が男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進する。

さらに、女性農業者が、その能力を最大限に発揮し、農業経営や6次産業化を展開することができる環境を整備するため、経営体向け補助事業について女性農業者等による積極的な活用を促進するほか、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性の経営の発展を促進するための取組を推進する。

第4節

農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

農林水産省では、女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、農業経営において、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、家族経営協定の締結の促進や、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体の認定等を通じ、女性でも働きやすい環境づくりを推進する。

また、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における女性の優良な取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。

第5節 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

環境保全等に関して、高い関心を持つ女性の豊か

な知識や経験がより広く生かされるよう、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。

文部科学省では、2016（平成28）年3月にESDに関する省庁連絡会議にて、「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が策定されたことを踏まえ、引き続き男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む普遍的原則の必要性等を十分考慮しながらESDを推進していく。

第6章

科学技術・学術における男女共同参画の推進

第1節 科学技術・学術分野における女性の参画拡大

「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）に掲げられた数値目標の達成に向けて、研究等とライフイベントとの両立を図るための支援や環境整備、女性リーダーの育成・登用、次代を担う女性及びその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の醸成、理工系分野での女性の活躍に関する社会一般からの理解獲得等の取組を促進する。

第2節 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備

文部科学省では、新たに、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に実施する大学等を選定し、支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」を実施する。

独立行政法人日本学術振興会においては、出産・育児により研究を中断した研究者（男女問わず）に対して、研究奨励金を支給し、研究復帰を支援する「特別研究員（RPD）事業」を引き続き推進する。

第3節 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

内閣府では、理工系女性を一貫して支援するため、関係省や経済界、学界、民間団体等の産学官からなる支援体制づくりを進めるとともに、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を強化する。

国立研究開発法人科学技術振興機構では、児童生徒の科学技術に関する興味・関心を高めるための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を引き続き実施する。平成28年度は、これまでの取組に加え、地域の複数の機関で連携し、多様なロールモデルを提示することにより、文理選択に迷う生徒の興味を喚起するとともに、進路選択に大きな影響を与える保護者・教員等への取組も積極的に実施する。

経済産業省では、理系女性自身が持っているスキルと産業界が求めるスキルの見える化を行うことにより、女性自身がどのようなスキルを身につければ良いか把握できるような仕組みの構築を支援する

「理系女性活躍促進支援事業」を実施する。

第7章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

(包括的な健康支援のための体制の構築)

内閣府では、女性応援ポータルサイトを活用し、女性の健康に関する広報活動による普及啓発を行う。

厚生労働省では、毎年3月1日から同月8日までの「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動及び行事等を展開するとともに、地方公共団体が同週間に実施している取組を集約し、ホームページで公表し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進する。

乳がん及び子宮頸がんについては、引き続き、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めることとし、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」にてクーポン券の配布や個別の受診勧奨・再勧奨とともに、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を進めることにより、女性の健康の保持増進につなげていく。

また、厚生科学研究費補助金において、妊娠等に関連した女性の将来における生活習慣病の発症リスク等について研究し、性差に応じた健康支援を推進する。

さらに、平成27年12月に施行された改正労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくストレスチェック制度の周知徹底を図る。

(ライフステージ別の取組の推進)

内閣府では、女性応援ポータルサイトを活用し、個人が妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、個々のライフデザインやキャリアの形成に関する普及啓発を行う。

文部科学省では、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施すると

ともに、児童生徒の現代的な健康課題に対応するための体制づくりを推進する。

性に関する指導については、学習指導要領ののっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、引き続き、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。

また、中学生・高校生に対し、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布等、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。

厚生労働省では、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）（平成24年厚生労働省告示第21号）に基づき、施策の重点化を図るべき3分野（普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供）を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療従事者やNGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開する。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第19号）に基づく対策の推進を図る。

さらに、「職場の健康診断実施強化月間」（9月）等を通じて労働安全衛生法に基づく健康診断の受診及び受診後の措置の徹底を図る。

総務省では、人が生まれる前から老年期に至るまでの健康・医療・介護情報を本人が時系列的に収集し、様々なサービスに活用する（PHR：Personal Health Record）モデルの実証を行い、自らの状態に合わせた適切なサービスを受けられる環境の整備

に向けた取組を推進する。

(健康を脅かす問題についての対策の推進)

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、関係省庁が連携を密にして、引き続き薬物乱用の根絶に向けた取組の一層の推進を図る。

文部科学省では、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材(小・中・高校生用)の作成・配布を行う。

また、喫煙、飲酒問題について総合的に解説した啓発教材(小・中・高校生用)の作成・配布等を行う。

厚生労働省では、薬物乱用の恐ろしさを伝える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の実施や、啓発資料の配布等を通じて、危険ドラッグ・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進し、薬物乱用防止対策の充実を図る。

そのほか、指定薬物の迅速な指定等により、危険ドラッグの監視・取締り体制の整備を進めるほか、指定薬物等による健康被害が起きないように、国、都道府県等の関係機関が連携して、指定薬物等の流通等の監視、健康被害等に係る情報収集、及び国民に対する情報提供を効果的に実施する。

加えて、受動喫煙防止対策について、改正労働安全衛生法により、平成27年6月から、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことも踏まえ、改正法の内容や職場における受動喫煙防止対策の重要性について周知・啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策助成金等の支援を引き続き実施することで、事業場の取組を推進する。

また、都道府県等の実施する、年齢的にみて喫煙率が高い若年女性に対する自主的な禁煙の試みを支援するための取組や、食生活の改善を継続的に進められる環境整備等糖尿病の発症予防に資する取組等を支援する。

第2節 妊娠・出産等に関する健康支援

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供され、地域において安心して産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの母体・胎児集中治療室(MFICU)、新生児集中治療室(NICU)等に対する財政支援等を行う。

また、産科においては、医師と助産師の連携を推進することとしており、安全・安心な出産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図る。

さらに、周産期医療の充実のため、「妊娠と薬情報センター」において、薬が胎児へ与える影響等の最新のエビデンス(研究成果等)を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じる。また、小児用医薬品・ワクチンの使用情報を収集、解析、評価し、安全対策の更なる推進を図るため、「小児と薬情報センター」が主体となって小児医療機関ネットワークを活用した情報収集体制の整備を進めるとともに、国立感染症研究所においてワクチン接種と乳幼児突然死症候群との因果関係の検証のための疫学調査を進める。

加えて、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用について、平成28年1月から実施している初回の助成額の増額と、男性不妊治療の助成の拡大を継続することとしている。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を行い、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、出産直後の母子に対する心身のケア等を行う産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けた取組を推進していく。

このほか、改正された男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の施行に向けて、改正法の周知や雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行

う（第2章第2節参照）。

また、働く妊産婦の母性を守るため、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図る。また、企業や女性労働者に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」の運営等を行う。

第3節 医療分野における女性の参画拡大

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行う。また、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、女性医師バンクによる職業斡旋等を実施する。

さらに、平成28年度においては、27年度より実施し

ている「女性医師キャリア支援モデル普及推進事業」を継続し、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を選定し、効果的な取組を地域の医療機関に普及するための経費を支援することにより、地域の医療機関における女性医師支援策の充実を図る。

第4節 スポーツ分野における男女共同参画の推進

文部科学省では、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

また、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づくスポーツの普及や、スポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取組を支援する。また、女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や指導者の養成、女性競技種目における強化プログラム、女性特有の課題やライフイベントに対応した医・科学サポート、女性エリートコーチの育成を実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を一層推進するため、「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から同月25日まで）における広報の実施等により、社会の問題意識を高めるとともに、女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討する。

警察では、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関との連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

また、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の

様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等により的確な施策を推進する。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、犯罪被害者等に対して、相談窓口や法制度に関する情報を提供したり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する犯罪被害者支援業務を行う。また、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務、被害者参加旅費等の支給、日本弁護士連合会からの委託を受けての弁護士を通じた各種援助等の支援を行う。

第2節 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

内閣府では、地方公共団体、民間団体等の関係者を対象としたワークショップを引き続き開催する。また、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の推進を図る。

法務省の人権擁護機関では、関係機関との連携を図りながら、引き続き迅速・適正な問題解決及びその予防に努める。

法務省入国管理局では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるとの認識の下、引き続き、被害者である外国人を認知した場合、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、被害者の個々の事情を勘案の上、十分な配慮の下、事案に応じ、在留期間更新許可、在留資格変更許可又は在留特別許可に係る判断を行い、被害者の法的地位の安定を図るなど人道上適切に対応していく。

厚生労働省では、婦人相談所、婦人保護施設等において、引き続き配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう引き続き措置する。

第3節 ストーカー事案への対策の推進

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）その他の法令を適用し、加害者の積極的な検挙を行うなど、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性の認められる事案に一元的に対処するための体制による迅速かつ的確な組織的対応を徹底する。また、関係機関と連携し、被害者等の安全を確保するための措置を行うとともに、「被害者の意思決定支援手続」の実施や一時避難に係る宿泊費の公費負担措置等による迅速かつ的確な対応を徹底する。さらに、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究を踏まえ、地域精神科医療との連携を図る。加えて、被害者が早期に相

談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動も推進する。

内閣府では、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルを作成する。

加えて、引き続き「ストーカー総合対策」（平成27年3月ストーカー総合対策関係省庁会議）に基づく取組の確実な実施を図る。

第4節 性犯罪への対策の推進

警察では、性犯罪捜査員の育成等により捜査体制の充実を図り、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努めるとともに、平成28年度においても、医師等が証拠資料の採取等をするための資機材を協力が得られた医療機関に試行整備する。また、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した支援に取り組む。さらに、警察庁において、地方公共団体等と連携して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行う。

加えて、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、その対象者を訪問しての所在確認や、必要に応じ、同意を得て行う面談等、性犯罪の再犯防止に向けた措置の強化を図る。

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修を引き続き行うとともに、地方公共団体における性犯罪被害者等のためのワンストップ支援センターの開設・運営等の取組を促進するため、地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する。

法務省では、法制審議会において、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について審議中であるところ、同審議会における審議結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

厚生労働省では、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策に係る専

門家の養成研修会」を実施する。

また、都道府県、指定都市の精神保健福祉センターにおいて、性犯罪によってPTSD等の精神的な症状が引き起こされた者に対して、精神保健福祉に関する相談支援等を実施する。

第5節 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

(子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等)

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）を推進し、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。

また、各種活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努め、児童の生命・身体を保護するとともに、性的虐待等の被害を受けた少年に対してその特性に配慮した継続的な支援を行う。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、性犯罪被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援する。

厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対する相談援助が適切に行われるよう、児童相談所の相談体制等の充実を支援する。

(児童ポルノ対策の推進)

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に引き続き取り組む。

警察では、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童ポルノ愛好者グループ等に対する取締りを強化するほか、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除依頼、被害児童に対する支援等、総合的な児童ポルノ対策を推進する。

また、コミュニティサイトに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係事業者に対してミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の整備及び強化、実効性あるゾーニングの導入等の自主的取組の強化に向けた働きかけを実施する。

総務省及び経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行う。

また、児童ポルノアドレスリスト作成・管理団体等の活動の支援を行い、警察庁では、民間事業者によるプロッキングの自主的実施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進する。

(児童買春対策の推進)

警察では、引き続き、児童買春・児童ポルノ禁止法等に基づき、児童買春の取締りを強化するとともに、被害児童に対する支援のほか、インターネット上の援助交際を求めるなどの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・補導するサイバー補導を推進する。

また、児童を組織的に支配し、出会い系サイト等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、少年の性を売り物とする形態の営業に従事させる事犯等の悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導と被害児童の立ち直り支援等を推進する。

さらに、コミュニティサイトに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等のインターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図る。

(広報啓発の推進)

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策

に関する基本的な計画」(以下「青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)」という。)に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの配布等により青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施する。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等のほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動を推進する。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒に対応することができるよう、子供の心のケアシンポジウムを開催する。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、セミナーの開催等を通じ、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を行う。

第6節 売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに、売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第7節 人身取引対策の推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な認知及び保護を推進する。

第8節 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では、雇用の場におけるセクシュアルハラスメントについて、男女雇用機会均等法令及びセクハラ指針の周知啓発や指導を行うとともに、労働者及び企業等からの相談に適切に対応する。また、事業主に対しあらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主が措置を講ずることを促すことを検討する。さらに、セクシュアルハラスメントによる精神障害の労災補償について引き続き周知するとともに労働者からの相談に適切に対応する。

人事院では、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」の実施、シンポジウム及び講演会の開催、各府省担当者会議の開催等を通じ、セクシュアル・ハラスメントの防止等についての職員の意識啓発及び各府省における施策の充実を図る。また、「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースの実施を通じ、各府省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図るための研修の実施を支援する。

雇用以外の場においても、文部科学省による教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組等、必要な対策を進める。

第9節 メディアにおける性・暴力表現への対応

内閣府では、インターネット上に流通する性表現や暴力表現等の青少年の健全な成長を阻害する違法・有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするため、「青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)」等に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

また、各都道府県の青少年保護育成条例に基づく規制事項や有害図書類の指定状況等を集約し、内閣府ホームページへの掲載を通じて、地方公共団体や関係機関・団体等への情報提供を行うことにより、

地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進する。

警察では、引き続き、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報について、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等を通じて早期に把握し、検挙や削除依頼等の措置を講じるとともに、関連事業者によるブロッキングの自主的実施のために、関連する情報を提供する。また、関係機関・団体、産業界等と連携し、官民一体となった違法情報・有害情報の排除に関する取組を推進する。さらに、インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を図る。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施する。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために、セミナーの開催等必要な施策を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように努める。

第9章

貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

(就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組)

厚生労働省では、年金機能強化法に基づき、短時間労働者への社会保険の適用拡大に向けた準備や周知に取り組むほか、更なる適用拡大に向けて必要な取組を進めていく(第2章第5節参照)。また、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、平成27年4月より新たな仕組みとして施行された生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を引き続き着実に実施していく。

(ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり)

内閣府では、ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、官公民の連携・協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を推進する。具体的には、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な

支援情報ポータルサイトの整備や、民間資金による基金を活用し、草の根で支援を行うNPO等に対して支援を行うなど、国民運動事業の更なる展開、充実を図る。

ひとり親家庭等に対する支援として、厚生労働省では、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)等に基づき、ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開していく。また、平成25年3月に施行した母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)等に基づき、施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行う。さらに、27年12月に決定された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援等の総合的な支援を実施する。

また、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、相談窓口に関する分かりやすい情報提供やスマートフォンで検索できる支援情報ポータルサイトの活用等による相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を

行うことができる体制を整備し、必要に応じて、他の機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。さらに、ひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用条件の緩和、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給対象にひとり親家庭の子供を追加するほか、就業に結び付きやすい資格取得のため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長等の拡充や地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金の支給額の引き上げ等の充実策を実施する。そのほか、マザーズハローワーク等を通じた就業支援、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の着実な推進、児童扶養手当の機能の拡充や母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援の実施等の総合的な自立支援策を展開する。また、母子家庭の母等を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図る事業主に対して支給するトライアル雇用制度について積極的な活用を図るとともに、生活保護の母子加算について引き続き支給する。

文部科学省では、生まれた家庭の経済状況等にかかわらず、全ての意欲と能力ある子供達が希望する教育を受けられるよう、教育費の負担を軽減するための取組を行う。例えば、初等中等教育段階における取組として、幼稚園の入園料や保育料に係る保護者負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、引き続き幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部を補助するとともに、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において行われる学用品費の支給等の就学援助事業に対する助成を行う。高等学校段階における取組としては、授業料を支援する「高等学校等就学支援金」や授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」等を学年進行で着実に実施するとともに、「高校生等奨学給付金」については、給付額の増額により更なる制度の充実を図る。

また、高等教育段階における取組として、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念

することがないように、独立行政法人日本学生支援機構の実施する大学等奨学金事業について、無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現やより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速等、充実を図る。

大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）の業務に対する給与を各大学が自主的に支給する。

また、経済的な理由や家族の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等への地域住民の協力やICT等の活用による原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充する。

このほか、子育てに困難を抱えて孤立しがちな保護者等を対象として、学校や地域と連携した家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築に向けた取組を推進する。

法務省では、養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレットや合意書ひな形を作成し、離婚届書交付時に同時に交付するなどの取組を行うとともに、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

（子供・若者の自立に向けた力を高める取組）

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた重層的な支援を提供するための「子ども・若者支援地域協議会」について、都道府県を通じ、管下市区町村における設置を促進する。また、アウトリーチ（訪問支援）研修を始めとする各種研修を引き続き実施する。

文部科学省では、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。

また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するな

ど、学校における相談体制の充実を支援する。

厚生労働省では、若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、「新卒応援ハローワーク」等を拠点に、新規学校卒業者や中途退学者、未就職卒業者に対する正社員就職の支援を実施するとともに、フリーター等の非正規雇用で働く若者に対しては、「わかものハローワーク」等を拠点に正社員就職に向けた支援を引き続き実施する。

また、「地域若者サポートステーション事業」について、高校中退者等の支援を更に充実させるため、学校等関係機関と連携し、切れ目のない支援を強化する。

また、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」による支援を引き続き推進する。

第2節

高齢者、障害者、外国人等 が安心して暮らせる環境の 整備

(高齢者が安心して暮らせる環境の整備)

文部科学省では、高齢者の地域参画に関する事例やノウハウを共有し、地域参画に意欲を持つ高齢者と活動の場を結びつける環境整備を促進するため、高齢者施策に関わる担当者や団体関係者等の参画による「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催する。

厚生労働省では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組む。また、シルバー人材センターを通じて、高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進を図る。さらに、高年齢者の就労機会や活躍の場の確保を図る。また、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し引き続き推進を図る。

国土交通省では、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、介護・医療との連携を強化した高齢者を支援するサービス付き高齢者向

け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した民間金融機関によるリバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。

総務省では、高齢者や障害者が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者や障害者向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対し、助成を行う。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化を支援する。

独立行政法人国民生活センターでは、高齢者等の悪質商法被害や製品事故等に関する注意情報及び相談機関の紹介等を、報道機関への情報提供やメールマガジン「見守り新鮮情報」の発行等、多様な手段を用いて周知を図る。

文部科学省においては、地域における高齢者等を対象にした消費者教育を一層推進するため、消費者教育アドバイザーの派遣、実証的調査研究等を実施する。

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」

（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、関係府省が連携して、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

(障害者が安心して暮らせる環境の整備)

「障害者基本計画（第3次）」（平成25年9月閣議決定）に基づき、施策の一層の推進を図る。また、平成28年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（25年法律第65号）の円滑な運用を図りつつ、引き続き同法に係る国民への周知広報を行う。

これらによって、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、関係府省が連携して、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バ

リアフリー法」という。)に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進する。また、標示板を大きくする、自動車の前照灯の光に反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進する。

国土交通省では、バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化基準」への適合義務及び既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省公示第1号)において平成32年度末までの整備目標を定めている。27年2月に閣議決定された「交通政策基本計画」においても、バリアフリー化の更なる推進を図る。また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。さらに、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進する。

厚生労働省では、近年、障害者の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、男女共に生き生きとした職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)や「障害者雇用対策基本方針」(平成26年厚生労働省告示第137号)等を踏まえた就労支援について、ハローワークと地域関係機関との連携による「チーム支援」の推進や障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援の実施等により、質・量共に一層の強化を図る。

また、平成28年4月より施行された、改正障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害者の差別禁止や合理的配慮の提供義務について、ハローワークにおける助言・指導等の取組により、その着実な

実施を図るとともに、引き続き制度内容の周知・啓発に取り組む。

(外国人が安心して暮らせる環境の整備)

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布、ポスターの掲出やリーフレットの配布等、各種啓発活動を行う。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下、引き続き、被害者である外国人について、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図る。

法テラスでは、人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たり、当該被害者が日本に住所を有し、適法に在留している場合であって収入等の一定の要件を満たすときには、民事法律扶助が活用可能であること及び刑事訴訟において被害者参加制度を利用するに当たって、公判廷への出席に要する旅費等が支給されること、収入等の一定の要件を満たす場合には、国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であることについて、多言語で情報提供し、その周知を図るとともに、これらの法的援助を実施する。

文部科学省では、平成27年度に引き続き、就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体への補助を行う。

また、「特別の教育課程」の編成・実施等を通じ、外国人児童生徒等の多様性や地域の実態に応じた、日本語指導・支援体制を構築するための取組を引き続き実施する。

さらに、学習指導要領に基づき、子供たちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。

文化庁では、我が国に居住する外国人が安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とする

『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修を行う。

厚生労働省では、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう事業主が行うべき事項について「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号）、その周知・啓発を図るとともに、日系人等の定住外国人に対しては、日本語能力の向上や我が国の雇用慣行等に関する知識の習得を目的とする「外国人就労・定着支援研修」を実施する。配偶者からの暴力被害者である在留外国人への適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成を行うための専門通訳者養成研修事業を推進する。

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策の取組を進める（第8章第7節参照）。

（性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応）

障害があること、我が国で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権侵害の被害者の救済を進めるとともに、人権教育・啓発等を推進する。また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害等を有する人々に対し、同様の取組を行う。

文部科学省では、学校教育において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や同法に基づき定められた「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にす

第10章

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

（働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行）

税制に関しては、個人所得課税について、各種控除や税率構造の一体的な見直しを検討する。

社会保険制度については、年金機能強化法に基づき短時間労働者への社会保険の適用拡大に向けた準備や周知に取り組むほか、更なる適用拡大に向けて必要な取組を進めていく（第2章第5節参照）。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。

民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について、調査検討を行う。

（男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備）

「少子化社会対策大綱」（平成27年3月閣議決定）に基づき、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を推進していく。

子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育等地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、その担い手を確保する必要があることから、厚生労働省では、育児経験豊かな地域の人材を対象として、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要となる知識や技能等を習得する子育て支援員研修事業を実施するとともに、事業の担い手の資質向上等を目的として、資質向上・人材確保等研修事業及び指導者養成等研修事業を実施

する。

子育て中の世代が仕事と家庭の両立をしやすい環境を作り、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は最重要課題であることから、平成25年4月に策定された「待機児童解消加速化プラン」における29年度末までの保育の受け皿の整備目標を約40万人から50万人分に前倒し・上積みしたところ、28年度においては、同プランに基づき約8万人分の受入児童数の拡大を図るため、保育所等の整備を推進するほか、保育士資格取得支援や再就職支援等の保育士確保対策を総合的に実施する「保育対策総合支援事業費補助金」を創設し、地方公共団体の取組を支援する。

また、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの措置を講じ、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

さらに、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため平成27年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善等保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図る。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を整備し、合計で約122万人分の受け皿を確保するとともに、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。

平成28年度は、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの「量的拡充」のための支援策を27年度に引き続き実施して受入児童数の更なる拡大を促すとともに、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図る。なお、中央教育審議会答申（新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（平成27年12月））及び「『次世代の学校・地域』創生プラ

ン」（平成28年1月）を踏まえ、放課後子供教室等、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を全国的に推進する。

放課後児童クラブに従事する者の処遇改善については、引き続き、消費税増収分を財源として、放課後児童支援員等の処遇の改善と常勤職員の配置促進に取り組むとともに、18時半を超えて開所している放課後児童クラブに対して、職員の賃金改善に要する費用を補助する放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施することにより、放課後児童クラブに携わる人材の確保及び資質の向上を図る。

子育て家庭等の不安感や負担感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができ、子育てに関する相談・援助を行う場の提供や地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」を促進し、平成31年度末までに8,000か所での実施を目指す。

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う「利用者支援事業」を促進し、平成31年度末までに1,800か所の実施を目指す。

厚生労働省では、高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図る。

また、全国の主要なハローワークに設置された「福祉人材コーナー」において、福祉分野のきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施するとともに、支援を一層充実させるため、事業拠点の拡大等を行う。

各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいては、離職した介護人材の届出システムを活用し、ニーズに沿った求人等の情報提供を行うなど、再就業までの一体的な支援を実施する。また、当該センターに配置された専門員が求人事務所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を推進する。

さらに、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介

「介護雇用管理改善等計画」（平成27年厚生労働省告示第267号）に基づき、従来から実施してきた労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事業主への助成や、介護労働安定センターによる雇用管理改善の相談援助及び実践力を備えた介護人材の育成を図るための介護労働講習に加え、介護事業主が賃金制度を整備（賃金テーブルの設定等）した場合の助成の拡充や、新たな介護技術等を用いた先進的な取組を行う事業所の雇用管理改善の好事例把握等を実施する。

国民が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指す。

また、改正後の育児・介護休業法に基づき、介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業取得の要件緩和等について、施行に向けた周知を図る（第2章第2節参照）。

経済産業省では、安価で安心な家事支援サービスを利活用できる環境整備を図るため、平成27年1月に品質確保に向けた家事支援サービス事業者の取組指針となる「家事支援サービス事業者ガイドライン」を策定し、27年度以降、2年間かけて当ガイドラインを活用した事業者評価の検討を行っている。28年2月には、事業者が当ガイドラインにおける担保すべき項目を満たしていることを確認できる「家事支援サービス事業者自己診断ツール」を作成し、引き続き、事業者評価に取り組んでいくとともに、当該

ツールの改善等を進めていく。

国土交通省では、公的賃貸住宅等における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行う。

また、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を推進するほか、公共交通機関、公共施設等におけるバリアフリー化を踏まえ、ベビーカーの利用等、子育てしやすい環境づくりに向けた取組を行う。

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。

内閣府では、男女共同参画に関する苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等の把握を図る。

第11章

教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進

第1節

国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

国民全てに男女共同参画の意識を深く根付かせるため、男女共同参画の理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開する。

内閣府では、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、

Facebook等による情報発信を行う。また、6月23日から同月29日までの「男女共同参画週間」において、「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」をキャッチフレーズに定め、広報・啓発活動において活用する。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法を一層定着させるとともに、ポジティブ・アクションの取組促進を図るため、「男女雇用機会均等月間」（6月）を中心として、労使を始め社会一般に対し、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動を実施する。

国立女性教育会館では、男女共同参画や女性の活躍推進に関する統計情報等のリーフレット作成・配布等を通じて、男女共同参画社会の形成に資する情報の普及に努める。また、同会館のホームページのほか、女性教育情報センターでは男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet(ウイネット)”」により、調査研究の成果や収集した資料・情報等を広く公開する。さらに、「女性情報ナビゲーション」の見直し等を行い、情報をより分かりやすく提供する。

第2節 男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では、企業の男性管理職等に対して仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を行うほか、男性の家事・育児等参加に対する普及啓発活動を行う（第2章第3節参照）。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施する（第2章第2節参照）。

第3節 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(男女平等を推進する教育・学習)

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

文部科学省では、初等中等教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導が充実されるよう、学習指導要領の適切な実施を図る。

また、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進する。

そのほか、地域の実情に応じた、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用した学習機会の

提供等の取組を支援する。

経済産業省では、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を、文部科学省と共同で教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図る。

また、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省合同で、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催する。

国立女性教育会館では、男女共同参画社会の実現に向けた男女共同参画を推進するリーダー等の人材の育成・研修の実施や男女共同参画統計調査等の基盤整備のための調査研究を行う。また、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

(多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実)

文部科学省では、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定するとともに、厚生労働省の教育訓練給付制度と連携するなど、女性を含む社会人(求職中の人も含む)の学び直しを支援する。

また、専修学校、大学等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進する。進路・就職指導については、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。

さらに、高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児等のライフイベントを踏まえて総合的に考えることができるよう、教材等を作成し、学校現場等における男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援やキャリア教育の推進を図る。

加えて、女性の学びを支援するため、大学等と地

域の双方にとって有用な保育環境の在り方について検討し、地域と連携した大学等における保育環境の仕組みづくりのモデルの構築・普及を図る。

経済産業省では、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力」として整理し、大学教育を通じた育成の普及を図る。

国立女性教育会館では、第4次基本計画等で示された政府の政策に沿って、女性活躍推進のためのリーダーや次代を担う女性人材等の育成・研修、基盤整備のための調査研究を実施する。また、多様な主体への広報・情報発信を充実・強化し、アジア地域等の女性のエンパワーメント支援や、eラーニングによる教育・学習支援の推進を図る。さらに、男女共同参画の教育・学習を促進するために、放送大学と連携してオンライン講座を作成し、実施する。

第4節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等

メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかける。また、女性や子供の人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。

内閣府では、「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」等に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。また、各都道府県の青少年保護育成条例に基づく規制事項や有害図書類の指定状況等を集約し、内閣府ホームページへの掲載を通じて、地方公共団体や関係機関・団体等への情報提供を行うことにより、地域における有害環

境の浄化活動に関する取組を促進する（第8章第9節参照）。

総務省では、子供の健全な育成とメディアの健全な利用の促進に必要なメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）向上の育成を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等²の普及を図る。さらに、子供を取り巻くインターネットのトラブルについて、保護者や教職員が知っておくべき事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集」⁴をウェブ上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用する。また、青少年のインターネット・リテラシーを可視化する取組を行い、リテラシー向上施策の推進に努める。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施する。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、インターネット接続機器の利用状況を踏まえたフィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を行う。

第5節

学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

内閣府では、メディア業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。

文部科学省では、各種会議を始め様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかける。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め

² 総務省 「放送分野におけるメディア・リテラシー」 サイト
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html

³ 総務省 ICTメディアリテラシーの育成
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

⁴ 総務省 インターネットトラブル事例集
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

様々な機会を捉えて、第4次基本計画を周知するとともに、国公私立大学及び高等専門学校における教

授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促す。

第12章

男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

第12章

男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

第1節

防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に向け、第4次基本計画や防災基本計画を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、防災施策への男女共同参画の視点を導入する。

内閣府では、平成25年5月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（以下「指針」という。）について研修会等の機会を捉えて周知を図るとともに、これまでに実施した地域防災における男女共同参画の推進に係るモデル事業の成果をホームページ等で広く発信していく。また、防災における女性のリーダーシップの推進のため、防災関係者に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。

なお、平成28年（2016年）熊本地震に関し、熊本県及び熊本市に対し、指針等を活用し、避難所運営等において男女共同参画の視点に配慮した措置が講じられるよう通知を発出した。これを踏まえ、被災地において適切な災害対策が講じられるよう働きかける。

第2節

復興における男女共同参画の推進

内閣府では、岩手県、宮城県及び福島県において、引き続き、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談窓口を設け、相談を受け付ける。

復興庁では、男女共同参画の観点から、まちづくり等、被災地の復興の場面における具体的な取組を

進めるに当たって、参考となる事例の収集・提供を引き続き行うほか、被災地の地方公共団体等のニーズに沿った支援等を行うことにより、東日本大震災からの復興のあらゆる場への男女共同参画の視点の浸透を一層促進する。

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

第58回国連婦人の地位委員会（以下「CSW」という。）「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（2014（平成26）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（2015（平成27）年）等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施する。

第13章

男女共同参画に関する 国際的な協調及び貢献

第1節

女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきており、女子差別撤廃委員会、国連婦人の地位委員会を始めとする国際会議等における議論や、持続可能な開発のための2030アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。

「女子差別撤廃条約第7回及び第8回定期報告」の審査に関し、2016（平成28）年3月に女子差別撤廃委員会から公表された最終見解を踏まえ、我が国政府として必要な取組等を行う。

第2節

男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

我が国は、2015（平成27）年2月に閣議決定した開発協力大綱に基づき、開発協力を女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、新たに策定するジェンダー分野の新政策に基づき、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントに積極的に寄与する。

また、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任の違いを把握し、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進する。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（以下「UN Women」という。）や、紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表を始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのため

の諸活動に対する積極的な協力を努める。さらに、平和構築の観点から、女性を被害者の側面で捉えるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。そのために、国内においても、平成27年に策定した女性・平和・安全保障に係る「行動計画」の履行、モニタリング、見直し等のプロセスを着実に実施していく。

保健分野においては、2015（平成27）年9月に、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継となる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、MDGsから引き続き、乳幼児、妊産婦死亡率の削減や三大感染症対策、性と生殖の健康サービスの普及の改善等が目標となっている。「平和と健康のための基本方針」の下、引き続き取組の必要な母子の課題、また女性の健康の課題に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を通じて取り組んでいく。

教育分野では、2015（平成27）年9月に発表した、我が国の新しい教育協力政策である「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、女性・女児のエンパワーメントとジェンダー平等に配慮した教育協力を実施していく。

国際社会における我が国の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。具体的には、国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、日本の特徴を生かしたテーマ（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）の対外発信に努める。加えて、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加を積極的に進めるとともに、国際機関への就職支援を強化する。また、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。このほか、国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う。

2016（平成28）年6月にはペルーにおいてアジア

太平洋経済協力（以下「APEC」という。）女性と経済フォーラムが、同年秋には国連総会第三委員会、シンガポールにおいて第8回女性に関するASEAN+3委員会、2017（平成29）年3月頃にはCSWが開催される場所、これらの国際会議に、更に積極的に貢献していく。また、国連、UN Women、

APEC等国際機関等や諸外国の国内本部機構等との連携・協力を努める。

また、2014（平成26）年、2015（平成27）年に引き続き、世界のトップリーダーの参加を得て国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を東京で開催する。